

【建物用途一覧】 ※建物の使用目的に応じて下記の中より選んで記入してください。

大分類	中分類
事務所	事務所ビル、銀行、官庁庁舎（建築主事を置いていない）、テナントビル、雑居ビル（事務所の割合が多い場合）
教育施設	小学校、中学校、高等学校、大学（学校構内の校舎・図書館含む）、各種専門、特別支援学校等、幼稚園、認定こども園、保育園（託児所）等
商業施設	百貨店、スーパー、店舗、複合施設、飲食店等
宿泊施設	ホテル、旅館、ペンション、保養所、宿泊出来る研修場等
共同住宅	集合住宅、社宅、寮、団地等
医療施設	医療センター、病院、医院、診療所、整骨院等（医師が常駐）*動物病院等はその他
福祉施設	老人ホーム、老人保健施設、デイサービス、サービス付高齢者向け住宅（都道府県への登録済）等
文化施設	図書館、博物館、美術館、市民会館、集会場等（観劇や文化交流などに利用するもの）
運動施設	体育館、スポーツジム、水泳場等（自ら参加するスポーツ施設）
娯楽施設	テーマパーク、映画館、劇場、パチンコ、公衆浴場、カラオケ、ボーリング等 雑居ビル（バーなど飲食店が多い場合）
宗教施設	寺院、神社、教会、礼拝所、納骨堂、宗教関連建物（宗教敷地内の建物）
冠婚葬祭施設	結婚式場、葬儀場、斎場等
空港施設	空港敷地内の建物、（ホテル等は宿泊施設）
工場・倉庫	製作所又は工場敷地内の建物、トランクルーム、配送センター、流通関連倉庫等
駅舎	駅構内で昇降機が改札口の外（ラチ外）に設置されているもの
その他	競技場、研修場、研究所、駐車場、動物病院等 個人住宅（不特定多数の人が使用できない構造の個人住宅）

【記入方法及びその他注意事項】

※旧建物用途から新建物用途へ照らし合わせた結果、建物用途を変更する必要がある報告書については変更してご提出願います。

例）建物名称：～市民会館 【用途】旧：福祉施設 ⇒ 新：文化施設

注：新旧併記をお願いします。（新しく作成した報告書についても新旧併記は必要です。）

※新規物件については大分類のみ記入してください。

上記【建物用途一覧】にある場合：事務所 医療施設 共同住宅 等

その他に該当するもの：（野球場）（動物病院）等

※建物用途を「その他」で報告する場合は、上記の「その他」に記載の用途や、それ以外適当と思われる具体的な建物用途を（ ）書きにしてください。例：（野球場）（動物病院）等 *その他の表示は不要

※建物の用途が複数にわたる場合には、当該の建物で使用されている用途の面積や容量の多い用途を選んでください。

※住居内のみを昇降するエレベーターは、定期検査報告の対象外となっていますが、神戸市、伊丹市、奈良県においては、建物用途が「個人住宅」であっても積載荷重が300kg超のエレベーターについては、定期検査報告が必要となる場合があります。また、個人住宅でデイサービス等を行う場合は用途変更が必要となる場合がありますので、定期検査報告の要否については管轄特定行政庁に確認してください。